

「我が家」の保障を定期的に点検していますか？



熊本地震の住宅被害状況
出典(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

(一財)消防防災科学センター
<http://www.isad.or.jp/>



JAでは「4つの点検」をお願いしています。



「家財」の保障に加入されていますか？

建物保障だけでは、万が一の際に柔軟な生活の再建ができません！

重要!!

地震によるお支払いは全損の場合であってもご加入金額の50%が支払限度額となります。建物が全損になる多くの場合では、家財にも相応の被害があります。このような場合に家財の保障にもご加入いただいていると、家財の保障からも共済金が支払われるため、住宅・家財トータルでより柔軟に生活の再建を行うことができます。



必ず「家財保障」にも加入しましょう！

共済金お支払い例：建物保障のみご加入の場合

ご契約内容 建物更生共済／住宅物件／建物保障／再取得価額2,000万円／火災共済金額2,000万円

建物保障 [むてきプラス]	地震により全壊 [損害額] 2,000万円	地震共済金 ^{※1} 1,000万円 お支払い
------------------	-----------------------------	--

建物保障からの地震共済金しかお支払いできません。

家財保障 未加入

※1.支払われる共済金は、損害額の50%が限度です。なお、地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

共済金お支払い例：建物・家財保障両方にご加入の場合

ご契約内容 建物更生共済／住宅物件／建物保障／再取得価額2,000万円／火災共済金額2,000万円

ご契約内容 建物更生共済／住宅物件／家財保障／再取得価額1,000万円／火災共済金額1,000万円

建物保障 [むてきプラス]	地震により全壊 [損害額] 2,000万円	地震共済金 ^{※1} 1,000万円 お支払い	家財保障 [My家財プラス]	地震により全壊 [損害額] 1,000万円	地震共済金 ^{※1} 500万円 お支払い
------------------	-----------------------------	--	-------------------	-----------------------------	--------------------------------------

※1.支払われる共済金は、損害額の50%が限度です。なお、地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

建物・家財保障
両方にご加入の
場合

地震共済金として合計で1,500万円のお支払いとなります。
建物保障+家財保障で地震にしっかり備えましょう!!



check
2

「満額加入」されていますか？

再取得価額※までの満額加入をしていないと、大きな自己負担が強られるケースがあります。
※再取得価額とは、同程度の建物を購入するための必要額をいいます。



ご契約は必ず
「満額加入」にしましょう。

共済金お支払い例

(満額加入契約と加入不足契約による支払い内容の違い)

ご契約内容 建物更生共済／住宅物件／建物保障／再取得価額2,000万円／火災共済金額2,000万円(下表のとおり)

■ 地震の場合

再取得価額 2,000万円にて	火災共済金額 2,000万円の場合 (満額加入)	加入額1,000万円の場合 (加入額不足)
地震により全壊 [損害額] 2,000万円	地震共済金 ※1 1,000万円お支払い 自己負担は…1,000万円	地震共済金 ※1 500万円お支払い 自己負担は…1,500万円

■ 火災の場合

再取得価額 2,000万円にて	火災共済金額 2,000万円の場合 (満額加入)	加入額1,000万円の場合 (加入額不足)
火災により全壊(壊) [損害額] 2,000万円	火災共済金 2,000万円お支払い 自己負担額なし	火災共済金 1,000万円お支払い 自己負担は…1,000万円

※実損てん補特約を付加した場合、火災等・自然災害(地震を除く)について、付保割合(建物の評価額に対する加入額の割合)にかかわらず、火災共済金額を上限として、損害の額を共済金としてお支払いします。
※1.支払われる共済金は、損害額の50%が限度です。なお、地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含まず。



check
3

「付属建物」「工作物」の保障に加入されていますか？

保障対象物として明記(特記)することで保障に含めることができます。



付属建物



物置・倉庫納屋 など

工作物



門扉・フェンス・塀・カーポート など



「付属建物」
「工作物」があれば、
必ず「特記」しましょう。

※平成29年4月1日以降ご契約の建更「むてきプラス」では、同一敷地内の付属建物・工作物(門・塀、カーポート等)を自動で保障します。(一定の条件があり、また自動保障をしないことを選択することも可能です)



check
4

加入していない建物はありますか？

すでに建物更生共済に入っている、加入後に家の増築をした場合には、増築部分の保障がないケースがあります。災害を受けたときに、未加入の部分の損害は当然全額自己負担となってしまいます。



必ず
「すべての建物」に
加入しましょう。

「保障も防災」 この機会に、JAと一緒に保障点検しませんか？ お気軽にご連絡ください。

24239999004

ご登録はお済みですか？

こんな時に安心! Webマイページ

突然の災害などでJAの連絡を受けとれないときに備えて、家族の連絡先を登録できるから安心!

詳しくは
こちらから



お問い合わせ先

JA あいち海部 共済部
津島市大縄町9丁目63番地
TEL: (0567)28-6709
FAX: (0567)28-6717



この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。